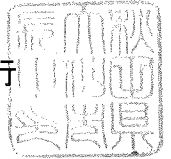


大仙農振－ 1600－ 8
令和 7年 3月 4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大仙市長 老松 博行



市町村名 (市町村コード)	大仙市 (05212)
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (金鎧、上黒土北、上黒土南、下黒土北、下黒土南、村杉、上大蔵、鶴田、斉神、下大蔵、上沖ノ郷、館越、水畑屋、万願寺、沖田、大吹、上野口、中野口、梁場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、水稻が中心であるが、野菜やトマト、主食用以外の水稻の栽培もされている。
- ・ほ場整備が実施された地域ではそれに伴い農事組合法人が設立されている。
- ・農業者の高齢化が進んでいることから、担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主食用米を基幹作物とし、今後も主食用以外の水稻や園芸作物の生産拡大を図る。
- ・ほ場整備地域においては、引き続きスマート農業を導入しながら、生産性の向上と省力化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	794.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	794.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業法人、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者等や隣接地区の入作を促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を目指し農地中間管理機構を活用し、担い手に集積、集約化していく。 担い手が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合にも、新たな受け手にスムーズに付け替えができるよう農地バンクの機能を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部を除いて基盤整備が実施されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や後継者の新たな就農者にサポートができる体制づくりに向け取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は地元業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市や地元猟友会と猟友会と連携を図り、箱罠設置等による捕獲強化に取り組んでいく。
 ③ロボット技術や情報通信技術を活用し、農作業の負担軽減や効率化を進めていく。
 ⑦多面的機能支払い交付金事業を活用しながら、保全・管理棟が必要な場所について維持管理していく。
 ⑨生産された飼料作物は畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給していく。

大仙市中仙地域 管内図

